

平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり公表します。

▼健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.61)	— (19.61)	15.6 (25.0)	49.5 (350.0)

「—」は実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表しています。

()内は早期健全化基準です。

▼資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
南越前町簡易水道特別会計	—
南越前町個別排水処理施設特別会計	—
南越前町農業集落排水特別会計	—
南越前町下水道特別会計	—
南越前町水道事業会計	—

「—」は資金不足額がないことを表しています。